

常滑記者クラブ同時

2020年11月30日(月)
愛知県知多県民事務所
環境保全課環境保全グループ
担当 澤田、大野
電話 0569-21-8111(代表)
内線 262、265
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 高橋、手嶋
内線 3045、3050
ダイヤルイン 052-954-6225
愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
水道計画・管理グループ
担当 松尾、都築
内線 3262、3264
ダイヤルイン 052-954-6301

武豊町における地下水汚染について

知多南部広域環境組合(以下「組合」という。)が、武豊町内の知多南部広域環境センター建設地において地下水調査を実施したところ、地下水汚染が判明したため、本日、組合から愛知県に報告がありました。

県は、組合に対し、地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

知多南部広域環境組合

(2) 報告年月日

2020年11月30日(月)

(3) 調査実施期間

2020年2月6日(木)から2020年11月27日(金)まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

知多南部広域環境センター建設地

愛知県知多郡武豊町字一号地11番28、11番29、11番37

(5) 調査結果

次表のとおり県民の生活環境の保全等に関する条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
砒素及び その化合物	0.011mg/L (1.1倍) ^注	0.01mg/L 以下	1/7

注：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

組合は、地下水モニタリングを実施していく予定です。

県は、組合に対し、地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

また、県は、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

知多南部広域環境組合

(構成市町：半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話 0569-84-1007

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

50,000.60 m²

(2) 調査対象地の利用状況

当該地は、1960（昭和35）年から株式会社中山製鋼所名古屋製鋼所として操業を開始し、1975（昭和50）年に電気炉による製鋼部門を廃止し、空き地となっていました。

現在、組合により知多南部広域環境センター建設工事が行われています。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kg あたり砒素として1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)